



新宿区

『新宿力』で創造する
やすらぎとにぎわいのまち新宿

令和2年第1回区議会定例会
新宿区長定例記者会見資料
令和2年2月10日(月)

| | | | | |
|-----|---------------------------------|------------------------|------|-----|
| 事業名 | 障害者福祉施策の推進 | 予算(案)の概要 | 58 | ページ |
| 予算額 | 令和2年度予算額 (前年度予算額) | 836,557千円 819,630千円 | (拡充) | |
| 取材先 | 福祉部障害者福祉課長 井出 (電話 03-5273-4513) | | | |

障害者がいきいきと暮らし続けられる環境整備

心身障害者福祉手当の支給対象を拡充します

「精神障害者保健福祉手帳1級所持者」に、月額15,500円を支給します。

【対象者と支給月額】 (※所得や年齢等に一定の制限があります。)

| 支給対象 | 障害者等の区分 | 障害等の程度及び要件 | 手当月額 |
|------------|---------------------------|---------------------------------------|-------------|
| 従来の 対象者 | 精神障害者 (精神障害者保健福祉手帳所持者) | 1級 | 区独自 15,500円 |
| | | 2級 | 都基準 15,500円 |
| | 身体障害者 (身体障害者手帳所持者) | 1級及び2級 | 都基準 15,500円 |
| | | 3級 | 区独自 7,750円 |
| | 知的障害者 (愛の手帳所持者) | 1度、2度及び3度 | 都基準 15,500円 |
| | | 4度 | 区独自 7,750円 |
| | 戦傷病者 (戦傷病者手帳所持者) | 2項症以上の障害を有すること | 区独自 15,500円 |
| 区指定難病の方 | 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症 | 医師の診断書で確認 | 都基準 15,500円 |
| | | 特定医療費(指定難病)受給者証又は マル都医療券を交付されていること | 区独自 15,500円 |

〈備考〉都基準：「東京都心身障害者福祉手当に関する条例」に規定する対象

区独自：区独自に基準を設けて上乗せしている対象 (「新宿区心身障害者福祉手当条例」に規定)

◆背景

精神障害者保健福祉手帳1級所持者の所得及び就労状況等を調査した結果、経済的支援が必要と判断し、区独自に現金給付を行うことにしました。

◆規模

支給対象想定者数：151人(令和2年4月時点)

◆周知等

令和2年4月1日時点で有効な精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方には、4月中に個別にご案内を差し上げます。7月31日までに申請いただいた方の初回支給は、9月下旬頃を予定しています。

(仮称)新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例を制定します

◆背景

・「障害者基本法」の趣旨を踏まえ、手話は、ろう者にとって日常生活や社会生活を送る上で、必要不可欠な言語であることを深く認識し、その理解の普及に努めていく必要があります。
・障害には様々な特性があり、手話を含め意思疎通手段は多様にあり、障害者が地域で安心して暮らすことができるようにするためには、障害者が自由に情報の取得や意思疎通のための手段を選択することができる環境づくりを進めることが重要となります。



◆制定の目的

手話が言語であることの理解の促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関し基本理念を定め、区の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障害者のコミュニケーションの充実を図り、障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながらいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目的とします。



◆基本的な考え方

- (1) 手話は言語です。
- (2) ろう者にとって手話は、日常生活や社会生活を送る上で必要不可欠な言語であることを深く認識し、その理解の普及に努めます。
- (3) 障害の特性や障害者の意思に応じて、情報の取得や意思疎通のための手段を選択することができる環境づくりを進めます。
- (4) 障害の有無にかかわらず、誰もがいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指します。

現在の取り組み状況

- ・手話通訳者、要約筆記者の派遣
- ・区役所本庁舎における手話通訳者の配置
- ・区登録手話通訳者の選考試験の実施
- ・手話講習会の運営
- ・視覚・聴覚障害者交流コーナーの運営
- ・交流活動グループの活動支援
- ・障害者を支援する物品の活用



【筆談ボード】



【ヒアリングループシステム】



【点字プリンター】

⇒ 今後さらなる充実を図ります。

今後のスケジュール

「パブリックコメント(2月15日~3月16日)」⇒「条例(案)を議案で上程(6月)」
⇒「条例の施行予定(7月)」⇒「周知開始」